

令和元年6月10日

第6回

# 議事録

小国町農業委員会

## 令和元年第6回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年6月10日（月）午後1時30分から
2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室
3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員6名 計13名）

|         |    |        |
|---------|----|--------|
| 会 長     |    | 松岡 克明  |
| 会長職務代理者 | 1番 | 宮崎 博美  |
| 委 員     | 2番 | 石松 雄平  |
|         | 3番 | 梅木 美代  |
|         | 4番 | 佐藤 仲子  |
|         | 5番 | 穴井 千年  |
|         | 6番 | 欠員     |
|         | 7番 | 安武 聖   |
| 推進委員    |    | 麻生 輝雄  |
| 推進委員    |    | 松本 和昭  |
| 推進委員    |    | 後藤 信介  |
| 推進委員    |    | 二田水 宏一 |
| 推進委員    |    | 時松 達也  |
| 推進委員    |    | 坂田 敏之  |

### 4. 欠席委員

### 5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）
- 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和元年第6回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1番 宮崎委員、7番 安武委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求め。令和元年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号番号1です。土地の所在につきましては、黒淵になります。議案集も2ページにまたがっていますので、2ページ目の中段の方で、合計の筆数が16筆、面積が251,773㎡、権利の種類が3条による有償移転になります。譲渡し人、譲受人、

以下のとおりでございます。備考の欄ですが、10a 当り、〇〇円  
になっています。詳しくは別紙の資料を見たいと思  
います。3 条の許可申請書の写しを付けております。先程も言  
いましたけども、1 ページ目が、3 条の許可申請書の譲渡人と  
譲受人の情報でございます。次に資料も多いのでポイントだけ  
説明させていただきますが、先程の 50 ページの裏ですけども。  
双方の合意による有償所有権移転になります。筆の明細につい  
ては、3 ページに書いてある通りです。それから 8 ページ、ここ  
に地域との役割分担という事がありますが、土地が、規模が大  
きいという事もございまして、地域との役割分担については詳  
細に書いております。前段は、地域への貢献という事で書いて  
ありますが、特別に今回は、「みんなで考えみんなで創る小国町  
まちづくり条例施行規則に基づく環境保全協定書」というのを  
昨年 3 月 14 日に締結しておりまして、そこで、地域の自然環境  
の保全及び生活・生産環境の形成に関する計画を推進するとい  
う事で、条例に基づいて、まちづくり条例の関係機関とも連携  
をとりながら、積極的に指導を行い、その実現に努めますとい  
う事で、環境を侵害しないように自己の責任において、その保  
全に必要な措置を講ずるとともに、町の実施する環境保全に関  
する施策に協力します。災害等により本事業における施設の設  
備に起因して地域住民の生活に損害を与える場合は、地域住民  
に迷惑がかからないよう地元業者に依頼するなど、速やかに対  
応しますという事で、この辺は少し特別なやりとりがされてお  
りますけど、窓口は政策課になりますけど、情報をいただいて  
紹介させていただいてます。今回の譲受人の個人ではございま  
せんので、法人になります。8 ページに代表者の名前があります。  
詳細については別紙、またはあとで説明します。今回の 3 条の  
取得については、取得後は椎茸、菊芋の栽培をしています。そ  
れから、10 ページに譲受をする法人の役員の名前が書いてあり  
ます。この辺は、所有適格法人という農地を所有出来る要件を  
満たしているという条件の中で、議決権とかがございまして、  
その辺の条件をクリア出来ているというのはここで分かる仕組  
みになっております。議決権は全体で 5、そのうちの農業関係者  
は 3 ですね。それから 11 ページにその役員の名簿が付けてあり  
ます。あと 13 ページがこれは当初ここが所有権移転で、営農に  
あたっての農機具の保有状況でございます。それから今回の譲  
受人の法人の位置付けですけど、一応 14 ページを見ていただき

たいと思います。表が作ってありますが、これまでご存じのとおり営農型のメガソーラーの下で営農するという事で、家族経営で個人の方が土地を所有しておりました。今回、それを3条の所有権移転で法人が土地を購入するという流れがあります。下の欄が出資会社の構成の相関図でございまして、購入者の農地所有適格法人は左上の方ですね。そして、執行役員がここに書いてあるとおりでございます。地元企業との業務委託を行っております。それから次が土地の情報としましては、登記簿ですね、筆が沢山ありますけど、全て過去に農業委員会で議論して所有権移転をしました個人の名義、例えば15ページを見ていただきたいと思いますが、15ページの真ん中の部分に甲の欄があります。登記簿でいうこう（甲）という部分です。権利の部分に譲渡人の名前が入っております。それで今回その方からの所有権移転という事になっています。全てあとの土地も同じ状況でございます。それから現場は、皆さんご存知のとおりだと思いますけども、黒淵の場所でございますして45ページに地図が付けてございまして、それから営農型の営農という事でございまして、その営農計画書が改めて46ページから付けてもらっております。特に49ページに予定作物という事で、以前からパネルの下は椎茸というのは変わっておりませんが、以前エゴマの話が出ておりました。これについては、今回の法人はエゴマをやめて菊芋の方で栽培を切り替えるという事でございます。この部分について、パネルの下での作物の変更というのは大筋な所で、手続きはOKという事になっております。それから次に52ページ、53ページ、52ページは現場での年度ごとの、これから先の椎茸と菊芋の栽培の工程、作付などの期間を記したものでございます。あと先程、農機具の情報をあげましたけど、機械の写真が53ページから54ページにかけてあります。あと55ページに農作業に従事する役員以外の方のスタッフも含めて名簿がございまして、名前と年齢と職と農作業歴及び今回導入する作物を表示してあります。あと56ページと57ページにそれぞれ、栽培経験者の意見を付けております。これは前とほとんど変わっておりません。それから59ページが今回、エゴマから菊芋に作物が変わっておりますので菊芋の工程を分かりやすく、資料にさせていただいております。59、60が工程でございまして、あと61ページに農地所有適格法人の決算書と収支計画書になりますけど、まだ立ち上がったばかりですので、今後の収支計画

書をこれは書類としては添付する義務はございませんが、こちらの方でまとめてあえて添付をしていただいておりますが、こういう形で出資をやっているということです。それから新しく譲り受ける法人の登記簿の写しが62ページからになります。先程言った、役員簿の名前がここで確認がとれるようになっております。あと、65ページからがこの法人の定款が付けてあります。補足としまして、今回の件もそうですけど以前もこの土地の規模からいくと、どうしても当事者の意見をもらうのがいいんじゃないかという事もありますので、今日も控室に新しく譲受ける方を3名、役員を控室に控えてもらっておりますので、都合では休憩とかをもらいながら、当事者と意見交換をすとか、そしてまた休憩を挟んで決をとるという事は可能でございますので、一応そこを一つ補足しておきます。以上です。

議 長 質問のある方、挙手をお願いします。

2 番 初歩的な事でお尋ねです。この〇〇さんは農地を所有する権利はあるのですか。

事務局 長 結論から言いますと、農地を所有する法人の資格はございません。

2 番 その〇〇さんは〇〇の〇〇みたいな感じですか。

事務局 長 先程の相関図にも書いてあるように、出資の関連会社という事で、ただ会計とか法人とかはどこも一緒ですね。

2 番 それだったら、最初から〇〇さんという方を入れなかったんですか。

事務局 長 今、事務局が分かっている範囲で説明しますが、当時は一部、二期目の農業委員さんはその年の事を知っていると思えますけども、実際、〇〇さん、また親族の方で農地を取得するという事で話がずっとあってですね。

2 番 親族の方とは誰ですか。

事務局長 ○○の方です。

2 番 ○○さんの○○ですか。

事務局長 はい、実際に椎茸を栽培する方がいらっしやってですね、その当時の審議の時は、購入したいという事で真剣に営農をやっていますという事で現実的に1年目は、たまぎり、駒打ち、そういう方達でやっているんですが2年目になって、発電事業者になって作業がストップしているという事で、これでは一大プロジェクトが成り立たないという事で今回の形になったというのが経緯だと思います。ただ当時は、委員さんのおっしゃる通り間にこうやって一時的に入るくらいだったらというのが今となっては思うんですけども、一切その時点では、そういう事は想定もされなかったといえますか。その辺も休憩をはさんで今から当事者も来ますんで良ければ率直に意見交換でもしてもらってもいいと思います。

2 番 はい、分かりました。それともう一つ。法人適格者ですかね。それは何か定款かなにかで、それをしておけば適格者という事になるのですか。

事務局長 そのとおりです。一応、まずうちがたまに農地所有適格法人、昔で言うと農業法人ですね。決算書があがってきた時、報告をしますね。あれは、農地所有適格法人が農業委員会に毎年、決算のあとに報告する義務が生じます。それでその中身というのは、農業または農業関連の収入で過半の収益を得る法人ということ。それから議決権を有する農業従事者が過半以上いるというような条件がございますが、農地所有適格法人として国が言う企業誘致の部分で、昔は借りるまでが企業の世界だったんですけど、今は国の方が企業が農地を取得するという政策に変えましたので、取得ができるという事になりました。

議長 他にございませんか。

2 番 収支が書いてある61ページ、営業外収入○○円あるじゃないですか。これは何ですか。

事務局長       これは、この法人自体が収支を維持させるための土地代です。前の所有者も発電事業所と契約し、賃料を貰うようになっていたのです。今回の当事者同士での資料です。土地所有者はパネルを設置するかわりに、事業者は土地代を払うと、その収入をもってこの法人が収支を表す事という部分の金額です。

2       番       分かりました。

7       番       発電設備の下部の農地面積という所ですが、これは46ページですかね、合計は9町2反となっているのですが、営農型発電設備の下部の農地面積と上記の農地と一体として営農を行う農地面積、これをプラスしたものでしょうか。

事務局長       今のご意見については、おっしゃるとおりです。

7       番       それならですね、予定作物作付面積と次のページに載っているんですけど、これは面積的にだいたいの農地が余るんじゃないですか。

事務局長       現実には、ちょっと説明の方が時間の都合で抜けてますけど、50ページを見ていただきたいと思います。色が付いていると思いますけど、パネルの下で椎茸を伏せ込むスペースと立てて収穫するスペースと廃木するスペースと菊芋の場合は、土壤改良して植え付けて収穫するのを同時にしておかなきゃいけない、ローテーションというか、こっちも回しながら、連作障害も考えながら作るという事で計画されています。そういう意味で完全にイコールにはなっていません。それから、農地の取得自体はですね25町という事ではございますが、実際のパネルがはれてあるのはここに書いてあるように91,596㎡というのが実際のパネルを置かれた面積になります。そのパネルの下で実際に、営農が出来るのが先程、安武委員が言われた46ページで言えば、63,918㎡ですね。パネルの下の農地の面積になります。そこはパネルの間には通路がございまして、通路が当然ございましてパネルのない所が27,678㎡、合わせると実際有効利用する農地の面積は91,596㎡です。

議       長       ここで休憩を挟みます。



事務局長 関係者を控えさせています。何か直接聞きたい方いらっしゃいましたらこの時間に意見交換をして下さい。

( 休 憩 )

議長 休憩時間を利用して関係者との意見交換が終わりました。それでは再開します。

事務局長 今、事務局から休憩時間中にお話のやりとりがありましたものをうちの方から議事録の関係もございますのでちょっと報告させていただきます。

まず今、休憩時間中の生産者の方とのやりとりの中で、原木の加工についてのご意見を色々伺いました。あと、原木の数についても立ち木の数なのか、玉木の数なのかというやりとりがございました。それから、コマ数の根拠とかですね、あとパネルについては、パネル下で工事が終了するまでは、外で原木のコマ打ち作業、それから伏せ込みまでしていたという事で、もし完成後はパネルの敷地内でコマ打ちから作業をするというような話がございました。農作業関係という事で地元の企業さんの社員が農業に従事するという話もあったと思います。菊芋については、パネル下での栽培は可能なのかというご意見や、面積的に規模が大きいので収穫についてのご意見とか。また、椎茸については販売価格の見込み、あとパネルの敷地内、これだけの面積になりますので、その部分の需要については連作障害等も含めて、原木の寿命などで土地をまわしながら栽培をやっていくというお話もあったと思います。一応、休憩時間中の生産者とのやりとりを報告させていただきました。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 やっぱり椎茸を作ってから、その残材を今聞いていたら、菊芋を作るというのは、堆肥に使うために菊芋を選んだんでしょうか。なんか、そんな風に考えられない事もないですね。大量に買わなくてもいいように、その椎茸の数で足りるなら。

- 議 長 椎茸ばかりじゃあ足りないでしょう。
- 2 番 菊芋は放っておいてもいい。
- 1 番 菊芋は放っておけばいい。クヌギの残材も放っておけばいい。植えればいいからですね。
- 3 番 結局、〇〇さんは、何年間やってきているのですか。
- 事務局長 1年間はやってきています。
- 3 番 それの続きをしているという事ですか。
- 事務局長 前の土地の持ち主の営農者は1年間は農作業をやっていました。1年目はそういう情報でいただいております。2年目からがなかなかですね。
- 2 番 これは、個人だろうが法人だろうが同じような事になるんでしょうけど、どっちかと言うと法人の方が倒産した場合にですよ。裁判所の競売に入った時には誰でもいいわけですよ。農地の取得資格があろうが、なかろうがそういうの関係なく、買えますよね。
- 事務局長 いいえ。
- 2 番 やっぱり、取得者だけしか買えないんですか。
- 事務局長 はい。農地に関わる競売物件は、農地買取証明書というのを農業委員会が発行してその証明書を持った有資格者の農家じゃないと、落札、購買出来ません。
- 2 番 それなら、〇〇であれしていたじゃないですか。もう農地じゃなかったのですか。
- 事務局長 はい。たまに小国町でも競売で落とすという事で、買取証明書を下さいという方がたまにあります。

2 番 それは発行しているわけですね。

議長 証明書をお願いに来るんですね。競売で安いのが出ているけど、そういう資格がないと出来ないから、農業委員会に来て証明書を下さいと、それを裁判所で一緒に出します。

2 番 普通売買だと、5反以上あればどうのこうのじゃなかったですかね。という事は、要するに普通のそういう資格がなくても、普通のサラリーマンの方でも5反以上買えば買えるという事ですね。

事務局長 やる気があれば3反以上ですね、今は。一応、門は開いているので経験者じゃないと絶対農地を取得できないという事ではないです。

2 番 それはもう競売じゃなく、競売の時は証明書がある、普通の時は。

事務局長 こちらの農業委員会で許可を出さなきゃいけない。

2 番 という事ですね。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 それでは議案集をお開き下さい。2ページになります。「農地法第3条の規定による許可申請について」議案第1号。令和元年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

番号2です。土地は下城になります。畑で2筆です。面積は4,490㎡。権利の種別は、3条による有償移転でございます。譲渡し人、譲受人以下の通りになります。備考の欄が取引価格で、10aあたり〇〇円。詳しくは別紙の資料の70ページからになります。3条の申請書の写しを付けております。情報としましては、72ページに購入する方です。譲受人の作物の予定等と農機具とそれから家畜の情報が記載の通りございまして、ここに書いてあるとおり現状これまで作付けされております。それから、農作業歴は以下の通りでございまして平均距離は4kmで10分という所に位置しております。譲受人の情報としましては、73ページの記載の所でございまして下限面積等はクリア出来てございまして、74ページと75ページに農地取得後の地域との関係、それから役割分担が記載しております。土地についての情報は、登記簿の写しが76ページから付けておりますが、全て抵当権等は抹消されておりますので売買の支障となるものはございません。それから現場ですけど、現場は航空写真で位置が分かるのが82ページ、83ページ。場所的には、84ページから85ページに現場の写真が付けております。最後に86ページに現地確認の写しを付けさせていただいております。以上で説明を終わります。

議 長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 　　5月の31日の日に局長と事務局の波多野さん、それから推進委員の時松達也さんと4人で現地確認に行きました。ここはもうさっきの説明の通り作付けされております。そして、この地主の方が病気でから畑の管理が出来なくなったという事で買って下さいという事だったみたいです。そして土地が買う人の土地と繋がっていますので一番条件としては良かったんじゃないかなと思うんですけども皆さん方の審議よろしくお願い致します。

議 長 　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

7 番 　　〇〇の〇〇から来ていた人がおられましたね。

- 二田水推進委員      ○○さんですか。
- 7      番      ○○さんだったかな。あの人じゃないのですか。
- 1      番      それは知らないのですが、○○さんなら、知っているのは。○○の手前から左に曲がった所です。上ってからまた、下っていかなきゃいけない。
- 3      番      荒れてるように言っていますよね。
- 1      番      荒れてます。そして、さっき言ったように体の調子が悪くなって管理が出来なくなったから柵は立派な柵がしてあるんですよ。中がもう、去年、一昨年、2年くらい切っていないと思います。
- 7      番      この作付けするものは販売するのですか。
- 1      番      販売していたんだらうと思います。
- 7      番      ○○さん自体販売はしないのですか。
- 1      番      私が売ってもいいと言ったのです。この、最後道があそこに行けるんじゃないかな。こちらの下の突き当りの土地が申請人の土地でもう続きになるから他の者は買わないと思います。
- 議      長      それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

- 議      長      全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。
- 議      長      続いて、日程第4 報議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（所有権移転）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集4ページになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」所有権移転になります。令和元年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

土地の所在は北里になります。田と畑が2筆で、面積は合わせて2,714㎡です。所有権を移転する者、移転を受ける者、以下のとおりでございます。この件は一旦公社の方が今回、所有権移転を受ける側になりまして、ほぼほぼ次の受け手が決まっております。公社が登記を終わったら、またその方に所有権を移転するという流れの中の最初の手続きになります。別紙の88ページを見ていただきたいと思います。ここに、購入する側は公社になりまして譲渡しがここに書いてありますが、単価と対価、それから売買による所有権移転の時期、支払の時期等についてはここに書いてある通りでございます。以上で終わります。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 買われる人の名前は聞かないのですが

事務局長 今回は、渡す方と購入者はこの議案の全てですがまた次回します。その時はまた議案としてあがってきます。

議長 それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、日程第5 報議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

それでは議案集は5ページから6ページにかけてになります。「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）」令和元年6月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。議案第3号の利用権設定になります。

番号1。利用権設定する場所は大字北里、畑が最初2筆、合わせて9,410㎡になります。利用権設定は新規になります。利用権設定をする者、利用権設定を受ける者以下のとおりです。詳しくは別紙の94ページをお願いします。利用権の設定、農地を借り受ける方の名前はここに書いてある通りで男、〇〇歳、農作業従事日数は300日になります。

続いて番号2です。土地の所在は同じく北里で畑が1筆で4,465㎡、これも内容は新規の貸付になりまして、利用権の設定を受ける側は以下のとおりになりまして別紙の95ページを見ていただきたいと思います。借り手の方の情報はここに書いてあるとおりで、男で〇〇歳、従事日数300日です。

それから議案集に戻りますが、番号3番です。同じく土地は北里になりまして、畑が2筆で合わせて9,200㎡でこれも新規になります。借受者、利用権設定を受ける者は以下の通りになります。これについても新規になりますので96ページを見ていただきたいと思います。借り受ける方については、男、〇〇歳、従事日数350日となっています。

それから議案集の最後のページ6ページになります。番号4です。土地は北里で、面積は24,800㎡で、新規になります。設定する方は一緒に、利用権設定を受ける方は以下のとおりでございます。別紙の97ページですね。農業経営の状況という事で名前にあげております。男、〇〇歳、365日。町外になっています。以上の審議はですね、全て過去に審議した土地を貸す側は、株式会社の法人でございまして、以前から温泉水を利用した営農が稼働するまでは、その前の土地を借りていた方の農家の方の権利を擁護するという、口頭での話はずっとありましたけど、その方達に農地を貸しておりますという事で、正式に農業委員会です手続きをさせて下さいというのが流れです。

それから議案集の最後5番になります。土地の所在は上田です。5筆、面積が8,053㎡、これについては更新による再設定になります。利用権を設定する方は、市内の方で受ける方は地元

の方になります。資料については以下のとおりでございます。  
以上で説明を終わります。

議 長            それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明  
について、発言のある方は挙手願います。

2            番            例えば1番ですよ、67,470㎡ですよ。うち9,410㎡、何  
で3筆も書かなきゃいけないんですか。

事 務 局            地籍が終わっていないからですね。筆の中に区画が何枚か存  
在していました。

二田水推進委員            造成した畑の面積がそのあれだね。

議 長            一緒に使えないという事だね。

事 務 局            そういう関係です。

7            番            これは単価が畑と採草地でかなり違うのですが、前の通りに  
合わせたのですか。

事 務 局 長            事務局の方からお話しします。この辺は、株式会社法人がそ  
こに区別をつけると話をして、特にここについて、単価の相談  
とかが事務局には一切なかったので、そういう話も含めてなか  
ったと思います。

7            番            採草地が〇〇円じゃないですか。前からこの単価で貸してい  
たんですか。大体、採草地はそのくらいで〇〇円、〇〇円ちょ  
っとだから。野菜は、金になるけど採草地はそうでもないから  
ですね。

事 務 局            それは間違いないです。

1            番            これちょっと今、安武さんの意見にあれしますが下城の〇〇  
の問題もあるから、これは安いと思っていました。同じ事だっ  
たんですね。私もそうと思っていました。今度〇〇の問題が後か



ら出てくるのですが、こんなに安いと言うとそれは向こうが貸さないといいますよね。

議 長 それでは採決いたします。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第6回総会を閉会致します。

令和元年第6回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

1 番

7 番